

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 所要の規定の整理を行うものとする。

(第一条第一項及び第二項関係)

第二 原子力事業者が原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に際して協議しなければならない関係周辺  
都道府県知事の要件を改めるものとする。

(第二条の二関係)

第三 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)